

腰廻頭首工管理規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、腰廻頭首工（堰堤、取水施設、その他附帯施設を含む。以下「頭首工」という。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工の管理者（以下「管理者」という。）は、この規程の定めるところにより頭首工を管理するものとする。

(異例の措置)

第3条 管理者は、この規程に定めのない事項を処理しようとするときは、予めかつの土地改良区理事長（以下「理事長」という。）と協議するものとする。ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りではない。

第2章 取水等に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、水深0.5メートルを上限とし、水深0.1メートルを下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水の取水を行い、且つ河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期間)

第5条 毎年5月1日から8月31日までをかんがい期間とする。

(取水)

第6条 管理者はかんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第7条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区分	かんがい期		備 考
	代かき期	普通期	
	5月1日～ 5月25日	5月26日～ 8月31日	
最大取水量	1.025 m ³ /s	0.820 m ³ /s	

(取水時のゲート操作)

第8条 かんがい用水の取水を行うときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水門ゲートの開度を調整して行うものとする。

(取水量の測定)

第9条 取水量の測定は、幹線用水路に設置された量水標により水位を読み取り、H-Q 曲線（別紙）により算出するものとする。

第3節 放流及びゲートの操作

(出水時の放流)

第10条 頭首工の水位が水深0.5メートルを超え、以後増水するときは、土砂吐ゲートを開扉するものとする。

2 頭首工の水位が水深0.5メートルを超えたときは、取水ゲートを閉扉するものとする。

(出水後の操作)

第11条 頭首工の水位が水深0.5メートルに減じた後は、土砂吐ゲートを閉扉するものとする。

第4節 点検及び整備等

(点検及び整備)

第12条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具を、常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

2 非かんがい期においても洪水又は暴風雨、地震等でその影響が堰に及ぶものが発生したときは、速やかに堰の点検を行い異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

(監視)

第13条 管理者は、頭首工及びその周辺について監視を行い、その維持及び保全、危険防止等に努めなければならない。

第3章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第14条 管理者は、次の各号の一に該当するときは洪水警戒体制をとらなければならない。

(1) 秋田地方気象台から関係地域に対して、降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。

(2) 頭首工の水位が水深0.5メートルを超えることが予想される時。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、次の措置をとらなければならない。

(1) 土砂吐、洪水吐若しくは取水ゲートの調整等を行い、第三者への被害防止に努めること。

(2) 土地改良区その他の機関との連絡及び気象に関する情報の収集を行うこと。

(3) ゲート及びゲートの操作に必要な機械並びに器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第16条 管理者は、頭首工の水位が水深0.5メートル以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 干ばつ

(干ばつ時の措置)

第17条 管理者は、かんがい期において頭首工の水位が水深0.1メートル以下に低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況等について理事長と協議し、対応を措置するものとする。

附 則

この規程は、認可の日から施行する。(令和 1年 8月 29日認可)

この規程は、認可の日から施行する。(令和 6年 4月 3日認可)

かつの地区 腰廻頭首工 H-Q 曲線

